建築基準法第43条第2項第2号許可　手続フロー

注：【事前一括同意基準】に適合する建築物に限ります。

建築主（又は設計者）	各広域本部

事前協議

建築計画

提出書類　〈1部〉

●事前協議書（許可申請書[規則第43号様式]）
→事前協議段階で記入できる箇所を記入して提出してください。
①付近見取図
②配置図
③平面図
④求積図
⑤立面図2面
⑥断面図2面
（②～⑥：計画着手前の事前相談の場合は、省略できます。）
⑦現地写真
⑧登記事項証明書（又は要約書）、字図

→ 内容審査
（必要に応じて本庁協議）

結果回答 ←

許可申請（本申請）

許可申請

提出書類
<正・副・副・消防用・（市町村用）>

●許可申請書[規則第43号様式]
①付近見取図
②配置図
③平面図
④求積図
⑤立面図2面
⑥断面図2面
⑦現地写真
⑧登記事項証明書（又は要約書）、字図
⑨許可申請理由書
⑩通行同意書（必要な場合のみ）

⑩消防同意
⑪市町村長の意見書
（必要な場合のみ）

※
それぞれの市町村／消防署によって取得方法が異なりますので事前に広域本部にお問い合わせください。

→ 内容審査

許可通知書と副本の交付 ← 許可